

生保節税のグレーゾーンに“喝” 養老保険の全額損金プラン、最高裁で決着「必要経費は本人負担保険料のみ」



生保節税のグレーゾーンをめぐる注目の判決がこのほど出た。養老保険の全額損金プランに基づいて受け取った満期保険金の税務で、保険金から控除できる保険料は、本人が負担した金額に限られ、法人負担の保険料は含まれないと、最高裁で一審、二審を取り消す逆転判決がでたもの。平成23年度の税制改正で、すでに一時所得の計算方法の取り扱いが明確化されていることから、最高裁判決の行方が税理士ら実務家の間で強い関心が寄せられていたが、「極めて妥当な判断」、として冷静に受け止めているようだ。

積立型の保険である養老保険は、保険満了時には満期保険金が出る。「全額損金プラン」（通称、逆ハーフタックスプラン）とは、会社を契約者および死亡保険金の受取人とし、役員や従業員を被保険者および満期保険金受取人とする契約のこと。会社が負担した保険料のうち、死亡保険金に対応する部分は支払保険料として損金扱いとなり、満期保険金に対応する部分は被保険者への給与としてはやり損金扱いとなる。

また、満期保険金は受取人の一時所得扱いであるため、法人税に加えて所得税負担も軽減できる節税商品として人気があった。

問題は、一時所得の必要経費として給与課税されていない保険料も含まれるか否か、つまり保険料は保険金の受取人が負担しないものも含めた全額を控除できるかという点だ。実はこの部分は一種のグレーゾーンで、所得税法34条2項では「その収入を得るために支出した金額」が一時所得から控除できるとあるだけだった。

これについて、控除できる支払保険料の範囲をめぐって、「収入金額から控除できる保険料の総額には満期返戻金等の一時所得の支払いを受ける者以外の者が負担した保険料も含まれる」と主張する納税者と、「一時所得の計算上控除できる保険料は本人が負担した保険料及び、会社が負担した保険料の場合は給与課税された保険料に限られる」とする国税局側が対立し、2つの裁判が行われていた。

いずれも一審、二審と国税局側が負けたために、平成23年度の税制改正により、「給与課税されていない会社負担分の保険料は必要経費に含めない」

とする取り扱いがなされ、今後の取り扱いについては決着がついた。また、その発端となった2つの裁判についても、最高裁での判決が下されたもの。

いずれも、契約者である会社と被保険者である役員が保険料を2分の1ずつ負担し、前者は保険料として損金処理し、後者を役員報酬として損金処理（役員報酬として課税）、または会社からの貸付金としたケース。

判決では、「一時所得にかかる支出が、収入を得るために支出した金額に該当するために、支払いを受ける本人自ら負担したものといえる場合でなければならない」との判断が示され、本人である役員以外（この場合会社）が負担した保険料も満期保険金から控除できるとした高裁の判決を破棄した。

裁判は、これら関係法令の解釈合戦が争点でもあったわけだが、こうした判決を、税理士や保険販売サイドはどう受け止めているのだろうか。

いずれも今回の判決は、平成23年度税制改正で、昨年6月に成立した所得税法施行令第183条第4項の規定に即したものであり、極めて妥当な判決だというのが共通した見方のようだ。

もともとこの逆ハーフタックスプランは解釈があいまいなグレーゾーンだったことから、「顧客には勧めなかったし、他の税理士からも、積極的に働きかけて加入するという話は聞かない。税務調査で指摘されたら困る」（都内税理士）という声は以前からあった。また、「逆に税制が確定したことで、これからは退職金だけでなく相続対策の選択肢の一つとして使いやすくなったのではないか」との声もあり、税理士の立場からは今回の判決は歓迎ムードのようだ。一方、保険

営業の現場からは、「今回明確な判断がなされたことで、逆に仕組みとして提案しやすい環境になった。しかしながら、所得税の課税の強化などが進むと給与所得となる組み立てではメリットは少なくなる」（保険コンサルタント）。また、「低解約型の通増定期保険を活用し、契約者変更により解約返戻金を個人に転嫁する仕組みがある

が、解約時の一時所得課税の判断へ影響する可能性も視野に入れる必要がある」（保険代理店）と、今後の対応策について話す。

税制改正及び最高裁判決で白黒がはっきりした養老保険の全額損金プラン。保険指導に一つの指針ができたことは間違いない。

TPP参加でどうなる業界？ 税理士業務資格の相互参入を懸念

「社会保障と税の一体改革」で、消費増税問題一色となっているなか、もうひとつの大きな社会問題となっているのが TPP 問題（環太平洋パートナーシップ協定）だ。

税理士業界内でも、「TPP の影響」がようやく語られ始めている。税理士会の機関誌等でも、テーマにしている例を見かけるが、ネットの世界でも「TPP 参加で税理士はどうなるのだろうか」という議論が展開されている。

農産物の関税撤廃問題に端を発し、農業分野に話が集中しているが、関税を撤廃するだけでなく、様々な資格保有者の相互参入も可能にするのではないかと、という観点から税理士業界とこの TPP をリンクして、影響が語られはじめているもの。

ある税理士は、可能な限り自由に TPP 参加国域内で資格業務が行えるようになるとするならば、「TPP 参加で将来的に日本の税理士制度はなくなることも考えられる」と、危機感をあらわにする。

税理士と同じ国家資格の医療業界においても、関税撤廃項目に医療が入り、現状、日本の医療制度に、「もしも自由競争原理主義」が動けば、競争力の強い日本の病院と外国の病院とが連携し、競争力の無い病院は淘汰され、日本の地域医療は完全に消滅する…？

といったシナリオを描く医療関係者もいる。

あくまでも仮定の話だが、TPP への参加で資格規制が撤廃されれば、国際的な自由競争になる可能性は否定できない。米国においては公認会計士、弁護士、医者資格保有者は大量にいることから、ボーダレスな競争になることも考えられる。日本独自の「税理士制度」も TPP 加盟国同士の間で、「資格の統廃合がなされることも考えられる」と指摘する声もある。諸外国においては、税務申告の代理や相談を行う職業として、「公認会計士」がスタンダードな存在。日本の税理士制度自体は世界的に見ても、ポピュラーな存在とは言い難い面もあり、そういった観点から TPP によって制度自体がなくなるのではないかと、危惧する向きもある。

いずれにせよ、海外の会計士が日本の会計士の国際業務を浸食してくる動きが出てくれば、わが国においても、玉突き的に公認会計士が税理士業務を浸食してくる、という構図も考えられる。そうであれば、間接的には税理士にも TPP の影響を受けることになる。そういう意味においても、TPP 参加が日本の税理士制度の大きな転換点になる可能性はありそうだ。

お客様とともに
50大塚商会

たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。



ただいま
発刊中

VOL. 26

1,000円(税込)以上お買上げで送料無料!

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

このページを
ご覧ください

「たのめーる」は、(株)大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約21,700点(vol.26現在)。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えております。



大塚商会